

掲載内容

事項索引

はじめに

第1 算定の考え方

- 1 標準算定方式
- 2 算定の方法

第2 Q & A

- 1 申立手続等 Q1 ~Q13
- 2 婚姻費用の分担請求権・分担義務 Q14 ~Q36
- 3 養育費の分担請求権・分担義務 Q37 ~Q64
- 4 婚姻費用・養育費の算定の方法 Q65 ~Q92
- 5 総収入の認定 Q93 ~Q163
- 6 分担額の算出 Q164~Q171
- 7 住居関係費 Q172~Q183

- 8 教育費 Q184~Q214
- 9 医療費 Q215~Q223
- 10 高額所得者 Q224~Q233
- 11 債務の考慮 Q234~Q239
- 12 夫婦間の子以外の被扶養者の存在 Q240~Q258
- 13 事情変更 Q259~Q309
- 14 調停調書の記載 Q310~Q321
- 15 その他 Q322~Q330

別紙1 職業費

別紙2 特別経費、学習費

別紙3 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法

別紙4 賃金センサスによる平均賃金

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

著者から

本書は、家事調停におけるハンドブックとしての利用を目指したものである。

330のQ&Aは、裁判事例、調停において問題となった事例、裁判官・弁護士・家事調停委員との勉強会や、各地の弁護士会等において講演を行った際の質問等から構成している。

Q&Aの回答は、家事調停の現場ですぐにわかるよう簡潔なものとした。詳細な解説は、拙書「〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務—」(新日本法規出版、2020年)に委ねている箇所もある。あわせて参考にいただければ幸いです。

本書で参照している次の書籍も、是非併せてご利用ください。

「〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務—」
(新日本法規出版、2020年)

A5判・総頁332頁
定価4,180円(本体3,800円) 送料460円
〈電子版〉定価3,850円(本体3,500円)



即解 330問

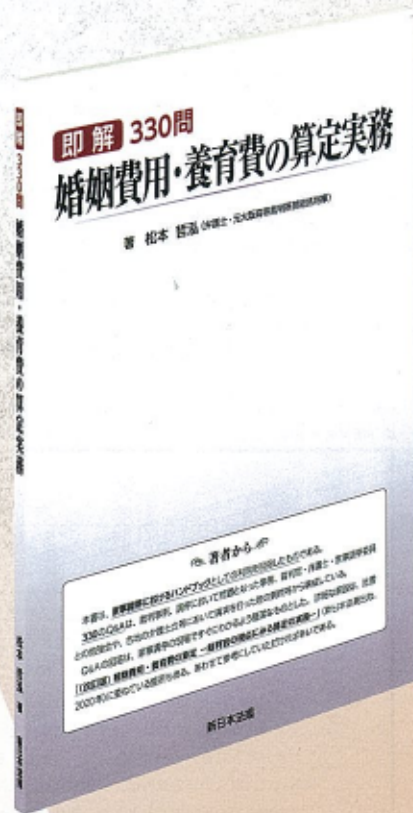
婚姻費用・養育費の算定実務

著 松本 哲泓 (弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

家事調停の現場における疑問を即解消!

婚姻費用や養育費の算定について、家事調停の現場に寄せられた質問や相談等330件を取り上げ、Q&A形式でわかりやすく解説しています。

家事事件に長年携わった元裁判官の豊富な実務経験を踏まえて執筆しています。



A4判・総頁94頁
定価2,090円(本体1,900円)
送料410円

☎ 0120-089-339
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価1,980円(本体1,800円)

新日本法規出版株式会社

本社 460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 460-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
東京本社 162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地

札幌支社 060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
関東支社 337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.9)5100187Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本 (A4判縮小)

はじめに

本書は、家事調停におけるハンドブックとしての利用を目指したものである。Q&Aは、裁判事例、調停において問題となった事例、裁判官・弁護士・家事調停委員（以下、「調停委員」という。）との勉強会、各地の弁護士会等において講演を行った際の質問等から構成している。

なお、Q&Aの回答は、一般的な場合を想定しており、個別事案では、その事情を反映して、異なる判断となることもあると承知願いたい。

また、拙書『改訂版 婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務—』（新日本法規出版、2020）に、詳細な解説を委ねている箇所もある。あわせて参考にされたい。

第1 算定の考え方

1 標準算定方式

(1) 標準算定方式の考え方

婚姻関係が円満に推移している場合、その家計は、給与所得者の場合、多くの場合、次のようなものとなっている。すなわち、その月の総収入から、①ないし⑥を控除した残りで生活をしているといえる。⑥は、⑦が不足すれば、生活費に組み入れられるものである。



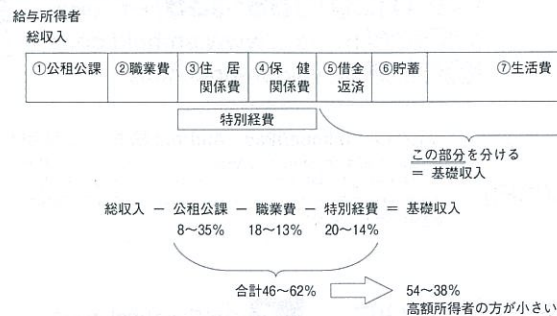
①は、所得税・住民税・社会保険料、②は交通費や仕事上の交際費、③は住居確保のための費用、④は医療費・保険掛金など（③と④を併せて、特別経費という。）であり、いずれも、別居したからといって、直ちに減少するものではない。そこで、権利者・義務者の生活費は、これらを除いたものを分けるということになる。⑤は、これも別居後も支払わなければならないものであるから、過去においては、これを控除したものを分けるということもあったが、それでは、借金返済を婚姻費用・養育費の分担義務に優先させることになるので、控除する前の額で計算する。⑥の貯蓄も分担義務に優先しないので、控除しない。そこで、⑤ないし⑦の部分を分割する。すなわち、総収入から①ないし④（公租公課、職業費、特別経費）を控除したものを基礎収入とし、これを生活費指数で分ける。

なお、上記の図は、給与所得者をモデルとするものである。事業所得者の場合、給与所得者の職業費に当たる事業のための経費の割合が職種によって大きく異なることから、これを職業費として一律に扱うことは相当でないので、課税所得を、総収入と扱い、これから、所得税・住民税、特別経費を控除したものを基礎収入とする。社会保険料は、課税所得算出前に控除されているので、控除しない。給与所得者と事業所得者の違いは、次の図のようになる。



(2) 基礎収入の割合

上記の各費目については、標準算定方式が提案される前には、いずれもその額を証拠によって認定してきた。これを、実額方式という。しかし、その認定のために手続が長期化したことから、標準算定方式は、収入の認定以外は、公租公課は、税法等により理論的に算出された数値、他は、統計による標準的な額を用いることとした。統計の具体的な数値は、令和元年12月に発行された実証的研究によれば、別紙1及び別紙2のとおりであり、その総収入に対する割合は、次の図のようになる。



事業所得者 総収入 必要経費 → 社会保険料、給与所得者の職業費に当たるものは、必要経費として除かれている。

家事調停の申立時に家事審判の申立てがあったとみなされ(家事272④)、これを家事審判手続への移行というのが、移行する家庭裁判所は、調停が係属していた裁判所である。この場合、移行裁判所に管轄がない場合も生じるが、調停期日に当事者双方が出頭して話し合いに応じていた場合は、多くの場合、自庁処理(家事9①ただし書)がされるが(金子修編著『逐条解説 家事事件手続法』818頁(商事法務、2013))、管轄裁判所に移送される場合もある。

(調停委員の欠席)

Q12 調停委員二人のうち一人が欠席したが、当日の調停期日を開けるか。

調停委員会は、一人の裁判官と二人以上の調停委員で構成される(家事248①)。構成する調停委員の一人が、執務できない状態であれば、実質的に調停委員一人という状態であり、期日は開くべきでない。どうしても、期日を開く必要がある場合は、調停委員を執務可能な者と交替させるか、単独調停(家事247ただし書)に変更して開くこととなる。

(調停委員の知り合い)

Q13 当事者の一人が調停委員の一人と同じ町内に居住する者であることが分かった場合、期日をそのまま進行してよいか。

当事者の一人が調停委員の近所の住民であるというだけでは、その調停委員に除斥事由、忌避事由が認められることはないが、事実上回避するのがよい場合もある。

2 婚姻費用の分担請求権・分担義務

(婚姻費用分担請求権の発生・消滅)

Q14 婚姻費用の分担義務はいつからあるか。

婚姻費用の分担義務は、抽象的には、婚姻の成立によって発生し、その解消によって、消滅する。ただし、具体的な請求権は、夫婦間の合意又はこれに代わる裁判によって形成される(最決昭40・6・30民集19・1114)。

(長期別居時の婚姻費用分担義務)

Q15 別居後15年以上経過し、婚姻関係は完全に破綻しているが、婚姻費用の分担義務はあるか。

婚姻が解消されていない限り、原則として分担義務はある。学説では、破綻の程度によって

請求が出生後相当期間経過後にされた場合には、異なる判断もあり得る(松本18頁)。

(過去の養育費の清算額算出)

Q49 過去に遡る場合の養育費の額は、どのように算出するか。

分担すべき時点の収入を前提に算出した額から、養育費が定期債務である点等を考慮して、ある程度減額するのが通常である。

(養育費の終期)

Q50 養育費の分担義務はいつまであるか。

終期は、子が、未成熟子でなくなった時である。成年年齢とは一致するものではないが、実務は、養育費の分担期間として、原則的に、満20歳までとしている(松本20頁)。

(成年年齢の変更)

Q51 成年年齢が満18歳となったことは、養育費の分担終期に影響するか。

平成30年の民法の改正によって、子の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和4年4月1日から施行される(民1・平30法59改正附則1)。しかし、子が未成熟子かどうかは、成年年齢とは関係がないこと、最近の社会の統計では、大学進学、専門学校進学、高校過年度卒業を含めると、その率は80%を超えるということから、民法改正後も、通常の場合は終期を満20歳とするという扱いを変更しないというのが、裁判所の姿勢である(松本12・19頁)。

(成年後の養育費請求)

Q52 子が成年となった後に子の生活に要する費用を請求する場合でも、子が未成熟子といえる場合には、親が、養育費として請求するか。

成年後に請求する場合は、子に手続能力があれば、子自身が当事者となって、扶養料の請求をするのが筋である。ただし、未成熟子といえる限りは、養育費としての請求も不適法とはいえない。

(未成熟子でなくなるとき)

Q53 子が中学校卒業後、就職した場合、養育費の分担義務はあるか。

の収入をもとに計算される婚姻費用の額は35万円である場合、婚姻費用の額は月額25万円か。

婚姻中の生活費が低かったということであり、婚姻費用の分担額は、計算結果である月額35万円が基準となる。

Q171 権利者が同居中に義務者から生活費として渡されていた額は月額35万円であったが、その収入をもとに計算される婚姻費用の額は25万円である場合、婚姻費用の額は月額25万円か。

月額35万円とされていた理由を検討すべきであり、特に必要があってその額とされていた場合は、これを考慮し、加算すべき事情が現状では存在しない場合は、計算結果が基準となる(松本226頁)。

7 住居関係費

Q172 住宅ローンがある場合、その住居に住む者は住宅ローンを支払うべきか。

住宅ローンの支払は、財産形成のための支出であり、婚姻費用分担額の算出においては、原則として考慮しない(松本118頁)。考慮すべき場合については、Q174及びQ175参照のこと。なお、支払義務そのものは、債務者となっている者にある。

Q173 住宅ローンがオーバーローンであり、財産分与において考慮されない場合でも、婚姻費用分担額の算定では考慮できないか。

住宅ローンの支払は、財産形成のための支出として、原則として考慮しないのは、オーバーローンの場合でも同様である(松本120頁【裁判例63】)。

Q174 住宅ローンを義務者が支払っているが、その住宅には権利者が居住している場合、婚姻費用の額は、これを理由に減額することが可能か。

義務者が自ら別居した有責配偶者である場合には考慮しない。そうでない場合は、権利者の収入中の住居関係費(基礎収入算定において特別経費として控除された額)は婚姻費用から控除することができる(松本124頁)。ただし、標準的な住居関係費を控除できるとの説や裁判例も

Q223 多くの保険に加入しており、保険を保健医療費として考慮すると、考慮された保健医療費を超えるが、その超過部分の分担を求めることができるか。

貯蓄性のある保険については、その額が特別経費として考慮された額を超える場合でも、その超過部分の分担を求めることはできない。一般に、別居時を基準時として、その時点の解約返戻金相当額が離婚に伴う財産分与の対象財産となり、基準時後の掛金の支払は、特有財産からの支払として、財産分与において清算される関係にあるからである。掛け捨ての保険については、その必要性があるかどうかを含め、個別に考慮する。

10 高額所得者

(婚姻費用)

Q224 算定表の上限を超える高額所得者の婚姻費用の算定はどのようにするか。

婚姻費用の場合、一つ目は、算定表の最高額を上限とする方法であり、算定表の上限を500万円を超える程度までの事案で用いられる。二つ目は、基礎収入の割合を修正する方法であり、収入が概ね1億円までの事案で用いられる。基礎収入割合を修正する過程で貯蓄率を考慮している場合もある。三つ目は、基礎収入割合の修正に加えて、貯蓄率を控除する方法である。やはり、収入が概ね1億円までの事案で用いられる。四つ目は、同居中の生活レベル等から算定する方法である。上記3方法では算定できない場合に用いられるとともに、各方法による算定をより合理的なものとするために併用して用いられる(松本149頁)。

(婚姻費用の上限)

Q225 婚姻費用について100万円が上限であるという考えはとれるか。

分担額は、監護する子の人数で大きく変わるし、生活の実態(住居、交際関係など)により、必要な生活費も変わる上、高額所得者の場合、実際に、同居中に100万円以上の生活費を交付していた例はしばしばあるので、100万円が上限と決めつけることはできない。

(基礎収入割合の修正)

Q226 基礎収入割合の修正はどのような方法で行うか。